## 暴力団関係者ではないことの確約書

宮崎県知事 ―殿 県税・総務事務所長

私は、公売の参加に

当たり、宮崎県暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに規定されている暴力団、 暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者ではないことを表明し、かつ、将来にわたっ ても該当しないことを確約します。

また、この確約に反することが判明した場合は、売却決定等の処分が取り消されて も異議を申しません。

さらに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任といたします。

## 【参考】

暴力団関係者の定義

「宮崎県暴力団排除条例」

## 第2条

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下 「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (5) [略]
- (6) 「略]

年 月 日

住所(又は所在地)

氏名 (又は法人名及び代表者氏名)